

箕輪町役場 産業振興課 プレスリリース 令和元年 12月 11日 発信

報道機関各位

台風 19 号に係る被災農業者を対象とする 助成制度の説明会を開催します

台風 19 号により被害を受けた農業用施設を再建・修繕・撤去する場合に国・県・町で協調して費用を助成することとしました。令和2年度の営農再開に向け施設の再建等をされる農業者の皆様に対し、助成制度の説明会を開催します。

説明会開催日時

令和元年 12 月 20 日(金) 1 回目:午後1時 30 分から 2 回目:午後6時 30 分から

説明会開催場所

箕輪町文化センター 研修室5・6

助成の対象となる施設

農業用ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥製造施設、農機具格納庫、農業資材庫など

助成の対象となる方

台風 19 号により施設の被害を受けた農業経営者で、施設の再建等の後も農業経営を継続する方。 なお、農業用ハウスにあっては再建等した後、耐用年数期間中(10 年)、通年で園芸施設共済ま たは民間の損害補償保険(天災等に対する補償を必須とする)に加入し、施設利用を継続する方。 ※必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合も助成対象となります。

助成率

農業用ハウス:国 3/10 以内(園芸施設共済金を除く)、県 1.5/10 以内、町 1.5/10 以内

農業用ハウス以外の施設: 国 3/10 以内、県 1.5/10 以内、町 1.5/10 以内

添付資料 有 無

産業振興課 農業振興係

(課長) 三井 清一 (担当) 市川 廣幸 電 話: 0265-79-3111 (内線) 167

FAX: 0265-79-0230

E - mail: sangyou@town. minowa. lg. jp





箕輪町は、 イクボス・温かボス イクメンを応援します!

【令和元年12月2日版(未定稿)】

今後、関係機関との調整により事業内容等が変更になることがありますので、あらか じめご了承ください。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型)

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、台風第19号等により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

Point

- 1 農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 2 <u>農産物の生産・加工に必要な施設(農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等)の再建・修繕</u>や、<u>農業用・加工用機械の取得・修繕</u>に係る費用について助成します。
- 3 農産物の<u>生産に必要な施設や農業用ハウス等に流入した土砂</u>の<u>撤去</u>費用についても助成します。
- 4 農業用ハウス等(果樹棚、畜舎等)の補強についても強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)により助成します。
- 5 <u>被害を受けた日以降の取組(着工)(※)</u>であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。
 - (※) ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
 - ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存を お願いします。

/お問い合わせ先

本事業による支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細や地方公共団体の追加支援などは、<u>被災した施設の所在する</u> 市町村・県の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。

[農林水産省本省]

経営局経営政策課担い手総合対策室

03-6744-2148(直通)

施設の再建・修繕等について

1 助成の対象となる事業内容

(1)農業用八ウス等(園芸施設共済の加入対象)の再建、修繕

(必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む)

(例):農業用ハウス、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチなど

(2)農業用機械・畜舎等(園芸施設共済の加入対象以外)の取得・修繕

(複数の被災農業者が各人の取得等に代えて、共同で利用する農業用機械等の 取得を行う場合を含む)

(例):トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、果樹棚、畜舎、堆肥製造施設、 農業用施設(農機具格納庫や農業資材庫)、加工施設、搾乳機など

- ※1 以下のものは対象となりません。
 - ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設(販売に関する施設等)
 - ・附帯・補完的器具(育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等)
 - ・消耗品(トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等)
- ※2 施設の強度の向上は別途、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ) や持続的生産強化対策事業、農業用ハウス強靱化緊急対策事業で実施可能です。(3ページ参照)
- ※3 施設の規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。ただし、(2)のうち、共同で利用する農業用機械等の場合は、原形復旧を超えて支援可能です。)
- ※4 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも可能です。
- ※5 賃借している農業用ハウスや機械等の復旧も支援します。

2 助成を受けるための主な要件

<u>地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)</u>又は 金融機関からの融資を受けていることが必要です。

3 助成率

1 (1) の場合: 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて 最大1/2

園芸施設共済未加入の場合は 最大3/10

- 1 (2) の場合:事業費×3/10、1/2 (※) 以内
 - ※ 台風第19号については市町村が認める者を対象に、助成率を1/2に引き上げます。
 - ※ 被災農業者が共同利用する農業用機械等の取得により復旧する場合は、助成率を1/2に引き上げます。(個々の農業用機械等の原形復旧に係る国費相当額の合計の範囲内)

「施設等の撤去について

1 助成の対象となる事業内容

- (1)被災した施設(農産物の生産に必要なもの)の解体、運搬、処理等
- (2) 土砂、土砂混じりがれき(ガラス片を含む)等の運搬・処理等

2 助成を受けるための主な要件

<u>国の助成金の額以上を地方公共団体が助成</u>していることが必要です。

3 助成率

助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する(した)費用のいずれか低い額 × 3/10(園芸施設共済に加入している場合は共済金の国費相当額を合わせて最大1/2)

- 撤去については、被災した農業用ハウス等が生活環境保全上の支障がある場合、市町村が実施する環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合があります。まずは市町村にご相談ください。
- 土砂等の撤去については、農地災害復旧事業の対象とならない場合(5cm未満の堆積)に助成します。
 - 注 実際に支払われる補助金額は、各地方公共団体の助成金額や園芸施設共済の加入状 がいまでより異なります。

農業用ハウスなど園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、<u>事業完了後に園芸</u> 施設共済等への加入が必要です。

2

/ 農業用ハウス等を補強する取組への支援

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)による追加支援)

※ 被災農業者支援型と一体で申請可能です。

1 助成の対象となる事業内容

<u>被災した農業用ハウス、果樹棚及び畜舎等の再建・修繕を契機として、当該ハウス等</u>の補強に取り組む場合に支援(必要な資材を購入して自ら補強する場合を含む)

(例): ハウスのアーチ部分へのタイバー・アーチ構造の骨材の組み入れ、パイプ・支柱等の追加など ※ 再建するに当たり、補強材を組み込んだハウス等に立て直す場合も対象

- ※1 以下のものは対象となりません。
 - ・ 事業費が50万円未満のもの
 - ・消耗品
- ※2 気象災害等に対応するための補強以外は、対象外になります(床面のコンクリート化など)。
- ※3 施設の規模拡大部分への補強については、自己負担となります。

2 助成対象者

適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

3 助成を受けるための主な要件

金融機関からの融資又は地方公共団体の支援を受けていることが必要です。

4 成果目標

【必須目標】と【事業関連取組目標】の設定が必要です。

【必須目標】

①付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大

【事業関連取組目標】(②~⑦から1つ以上)

- ②経営面積の拡大、③農産物の価値向上、④単位面積当たり収量の増加、⑤経営コストの縮減、
- ⑥農業経営の複合化、⑦農業経営の法人化

5 助成率

事業費×3/10以内

※ 助成対象者ごとの助成金の上限額は300万円です。

注 実際に支払われる助成額は、各地方公共団体の助成金額等により異なります。

農業用ハウスの補強については、次の事業でも支援します。

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業)

助成対象者:被災農業者

事業実施主体:市町村、農業者団体等 支援内容:資材の共同購入費の助成

補 助 率:1/2以内

② 農業用ハウス強靱化緊急対策事業

助成対象者:農業者(復旧ハウスのほか、既存のハウスの補強も対象)

事業実施主体:都道府県、市町村、農業者団体等

支援内容:補強に必要なパイプ等の資材費、業者が施工する場合の経費等の支援

補 助 率:1/2以内

お問い合わせ先:①生産局総務課生産推進室 03-3502-5945(直通)

②生産局園芸作物課 03-3593-6496(直通)

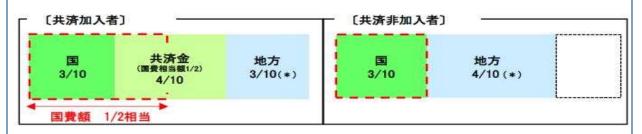
台風第 19 号に係る被災農業者への支援対策について

【農林水産省】

農業用ハウスの復旧・修繕・撤去

◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)*

- 農業用ハウスの復旧・修繕・撤去。
- 補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに事前着工が可能。
- 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2 分の1相当を支援。(共済非加入の場合は10分の3相当)



* 30年台風第24号対策では、千葉県、静岡県、愛知県で4/10を措置。 (地方公共団体の負担率は事業費を超えない範囲で調整)

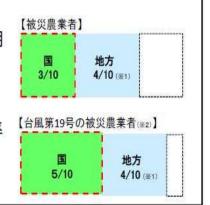
被災した農業用機械・畜舎等の復旧

農業用機械・畜舎の再建・修繕・再取得

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、農業用機械・畜舎の再建・修繕・再取得を支援(補助率3/10以内)。
- 補助上限額や対象地域の制限を撤廃。事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機の取得も対象。
- 台風第19号については、特定非常災害等に指定されたこと等を踏まえ、補助率 を1/2に引上げ。

※1 30年台風第24号対策では、千葉県、神奈川県で4/10を措置。

※2 被災後も営農をやめることなく再開しようとする者(中心経営体など農地の永続的な利用を担う者)として市町村が認める者。



経営体育成支援事業(被災農業者向け)について

(国事業名:強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災農業者支援型))

長野県農政部農村振興課

1 事業の目的

被災した農業者に対し、個人所有の農業用機械やハウスなどの再建を後押しするため、国のフレームのとおり、県と市町村が協調し上乗せ補助することにより 支援を行う。

2 補助対象者

営農再開しようとする被災農業者で市町村から被災証明を受けた者

3 事業主体

市町村

4 補助率(案)

	围	県	市町村	備考
農業用ハウス	3/10	1.5/10	1.5/10	共済加入者は共済金国費
(園芸施設共済対象)	以内	以内	以内	と合わせ国費相当 1/2
ハウス撤去	3/10 以内	1.5/10 以内	1.5/10 以内	
農業用機械等	5/10	2/10	2/10	
(園芸施設共済非対象)	以内	以内	以内	

- ※ 県及び市町村の補助率は農政部の要求案。県負担は市町村負担額を上限。
- ※ 市町村負担額の7割は特別交付税措置される見込み。

4 当面の事務手続き・スケジュール(想定)



発災以降で事前着工可

農作物等災害経営支援利子助成事業 (令和元年台風19号)

長野県 農政部 農村振興課

1 趣 旨

令和元年10月の台風19号により施設など著しい被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う金融機関へ、市町村、生産者団体と協調して無利子となるよう利子助成を行う。

2 事業内容

(1) 対象資金等

対象資金	令和元年台風19号対策資金(仮称)				
融資機関	農協等				
対象者	台風19号により被害を受けた農業者				
資金使途	農業生産等の立て直しを図るための経費(経営費、農業機械やハウスの 復旧、資材、種苗の購入等)、同災害に対する先行融資の借換え				
資金取扱期間	令和元年12月~令和2年3月[4ヶ月間(予定)] (主に浸水被害が少なかった地域における資金対応を想定)				
貸付限度額	融資機関が定める限度額 (最大500万円)				
償還期限	7年以内※ 据置期間1年間				
県利子助成率	市町村が融資機関へ支払う利子補給額の1/2以内、上限0.5%				

※利子助成期間を7年とする理由:

従来の災害では主に農作物の被害が多かったため、種苗等の運転資金の需要を想定し5年としていたが、平成26年2月の雪害時、ハウス等の復旧のための需要が多く見込まれたことから、耐用年数の長さ等を加味して7年の償還期限を設定した。

今回も機械やハウス等の被害が多く見込まれるため、耐用年数に見合う7年を採用する。

(2) 金利

	農協	利 子 助 成 率			末端金利
	(自助努力)	J A基金 _{注2}	県	市町村	(農業者負担)
1.35%	0. 15%	0.6%	0.3%	0.3%	無利子

注1: 令和元年10月19日現在の農業近代化資金の基準金利。 金利は毎月改定され国から通知される。 利子助成額の計算では、原則として融資実行時の金利を適用する。

注2: JA基金の助成が受けられない金融機関にあっては、その分を金融機関が負担し無利子とする。

(3) 融資見込額 7億1400万円

(4) 事業フローチャート



注: JA基金の助成が受けられない金融機関にあっては、その分を金融機関が負担し無利子とする。